

# 北広島市立学校の適正規模について

(平成 30 年度 第 1 回北広島市通学区域審議会資料)

北広島市教育委員会

教育部小中一貫教育課

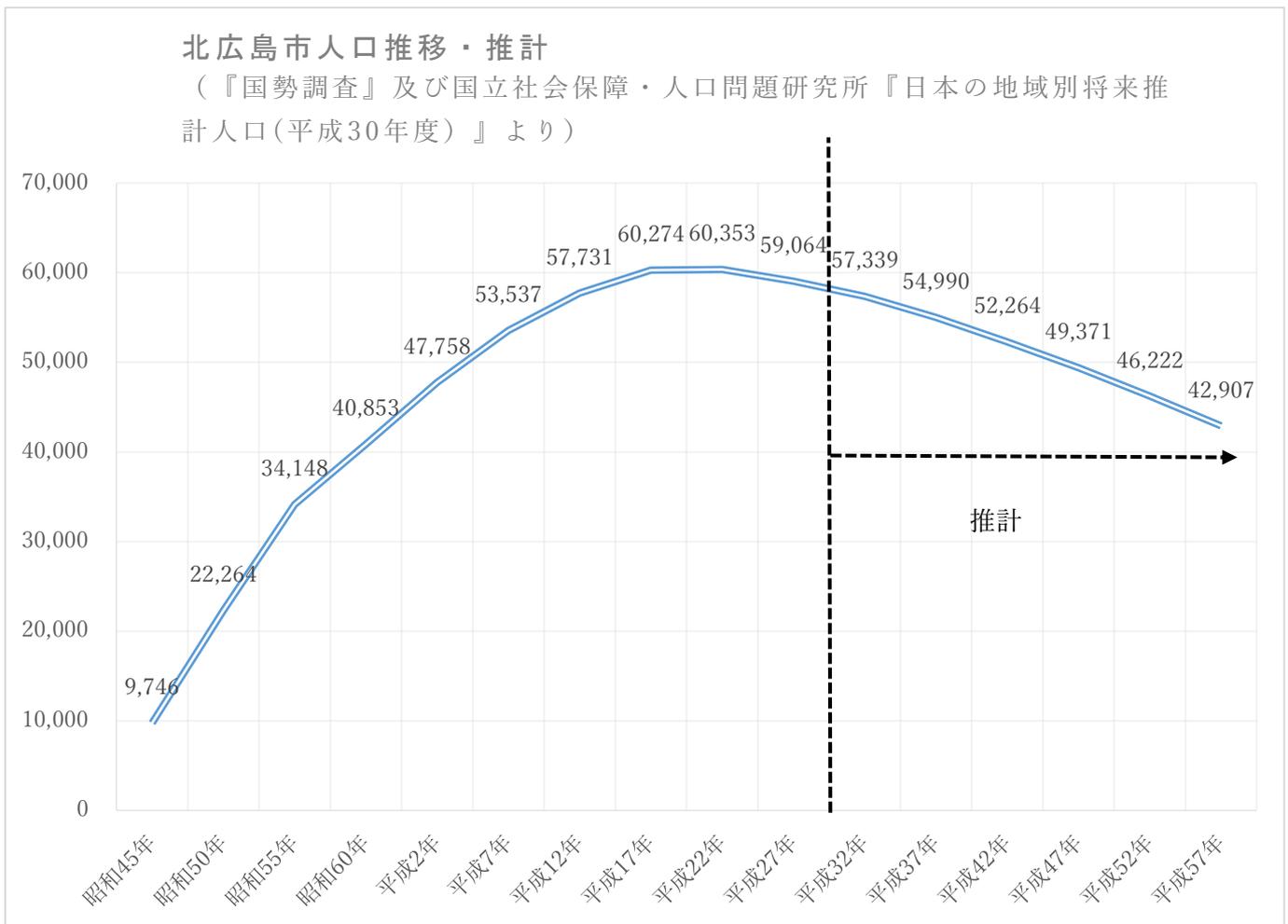
# 1 学校の児童・生徒数、学級数など

## (1) 北広島市の人口の推移・推計

北広島市は、昭和 43 年の道営北広島団地の造成決定を契機に、北海道住宅供給公社や民間の住宅団地の開発、市が積極的に進めてきた区画整理事業、さらには工業団地の造成などによって、『自然と創造の調和した豊かな都市』を目指したまちづくりが進められてきました。これにより、人口は急増し、児童・生徒数の増加をもたらしました。

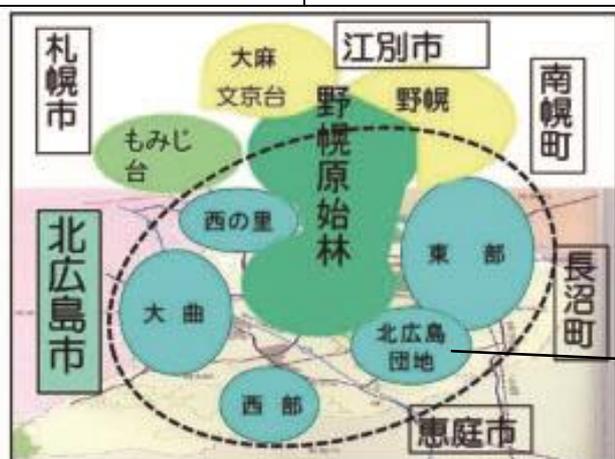
しかしながら、住民基本台帳人口は平成 19 年 6 月の 61,199 人をピークに減少傾向に転じており、平成 30 年 4 月には、58,754 人と、ピーク時から 2,445 人の減となっています。

平成 17 年度に小学校の適正規模を検討（以下、「前回検討」といいます。）した際には、全市的には人口が増加傾向にあったのに対し、それ以降は、減少傾向に転じ、国立社会保障・人口問題研究所による平成 57 年度（2045 年度）の推計値では、42,907 人となっており、前回の国勢調査である平成 27 年の人口 59,064 人から、16,157 人の減少となっています。



(2) 通学区域（陽香分校を除く）

中学校名	小学校名	通学区域
東部中学校	東部小学校	東の里・中の沢・南の里・富ヶ岡・稲穂町・新富町・朝日町・美沢・中央
	北の台小学校	共栄・北の里・共栄町・東共栄・美咲き野
西部中学校	西部小学校	島松・輪厚・希望ヶ丘・三島・輪厚中央・輪厚元町・輪厚工業団地
大曲中学校	大曲小学校	大曲（大曲東小学校の通学区域を除く）・大曲柏葉・大曲南ヶ丘・大曲中央・大曲工業団地・大曲末広（5丁目、6丁目及び7丁目）・大曲幸町・仁別
	大曲東小学校	大曲（大曲790-32を起点として札幌市界の東側かつ大曲876を起点として中の沢川の北側）・大曲末広（1丁目から4丁目まで）・西の里（国有林）・大曲光・大曲緑ヶ丘・大曲並木
西の里中学校	西の里小学校	西の里（大曲東小学校の通学区域を除く）・西の里東・西の里北・西の里南・虹ヶ丘
広葉中学校	双葉小学校	広葉町・栄町・輝美町・北進町・若葉町・青葉町・白樺町・南町
緑陽中学校	緑ヶ丘小学校	高台町・泉町・里見町・松葉町・緑陽町・山手町



広葉中学校区（広葉中学校・双葉小学校）  
 緑陽中学校区（緑陽中学校・緑ヶ丘小学校）

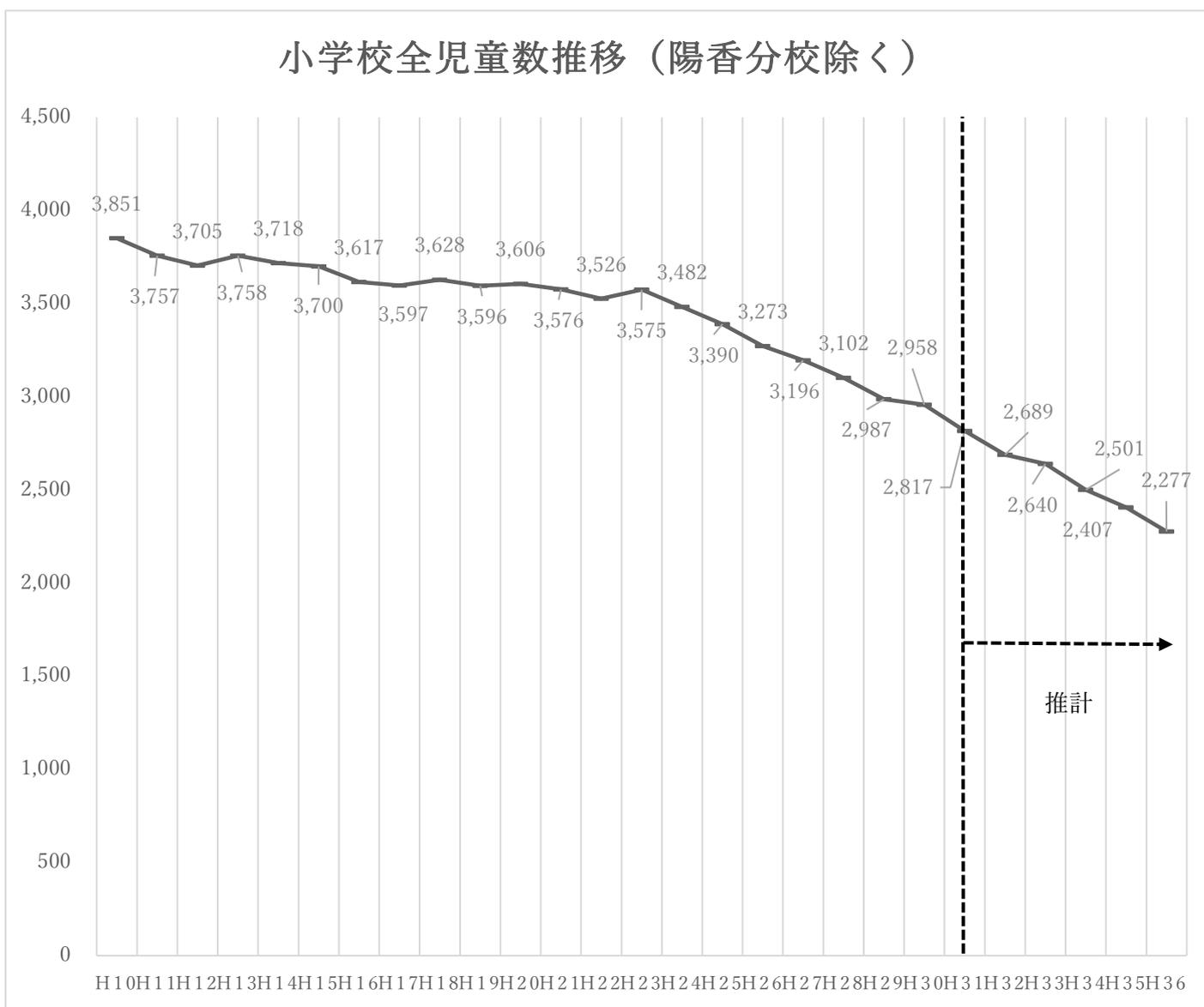
### (3) 児童・生徒数の推移

#### ア 小学校児童数の推移

市立小学校に在籍している児童数の推移を見てみると、昭和 58 年度の 4,803 人をピークに減少に転じています。

前回検討時には、市内小学校の児童数は 3,597 人であったのに対し、平成 30 年度は 2,956 人で 641 人減（△17.8%）となっており、ピーク時から 1,847 人減（△38.5%）となっています。

平成 31 年度以降の推計値についても、減少傾向となっており、平成 36 年度の推計児童数は、2,277 人となっています。



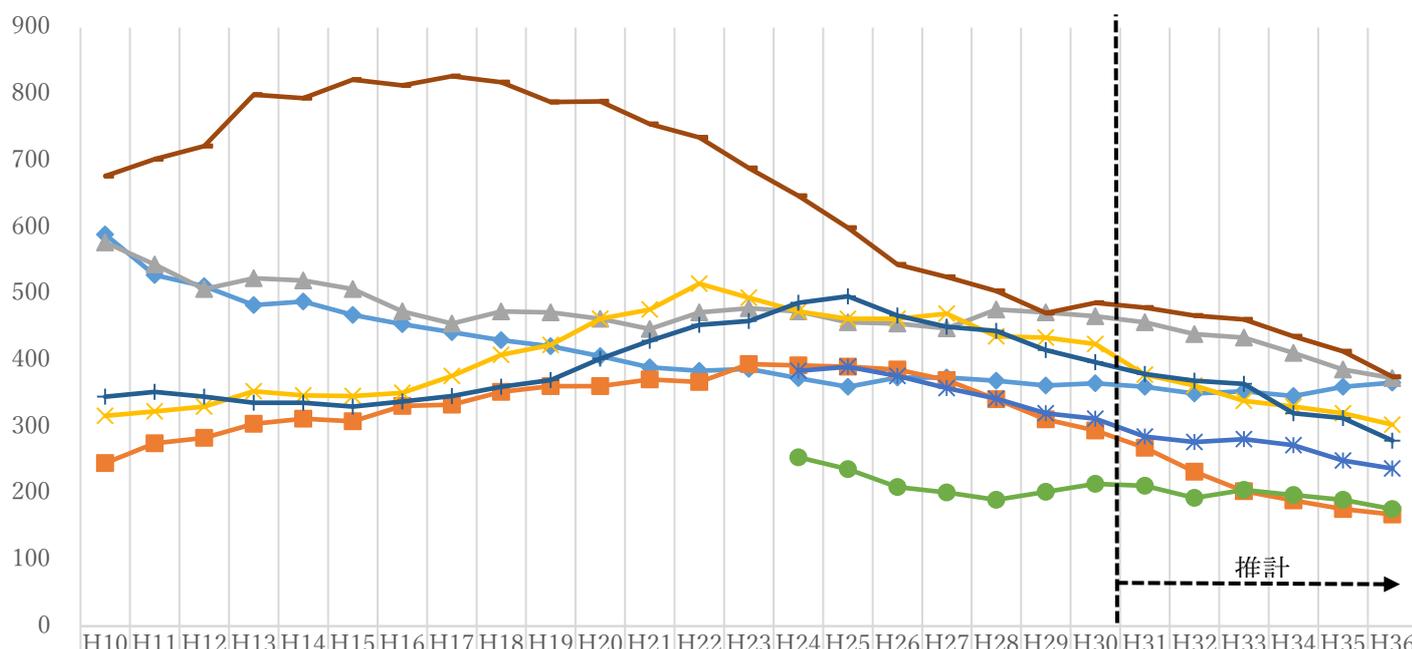
《『きたひろしまの教育』、『住民基本台帳の年齢別人口』より》

## イ 小学校別の児童数推移

前回検討時には、土地区画整理事業などで宅地開発が進んでいた影響により、西部地区、大曲地区、西の里地区においては児童数が増加傾向にありましたが、近年では、ほぼ全ての地区の小学校で児童数が減少しています。平成24年度には、学校統合により双葉小学校（旧若葉・広葉小学校）、緑ヶ丘小学校（旧高台・緑陽小学校）を設置しましたが、その後は、横ばい、または、減少傾向にあります。

### 小学校別児童数推移

◆ 東部小    ■ 西部小    ▲ 大曲小    ✕ 西の里小    \* 双葉小    ● 緑ヶ丘小    + 北の台小    — 大曲東小



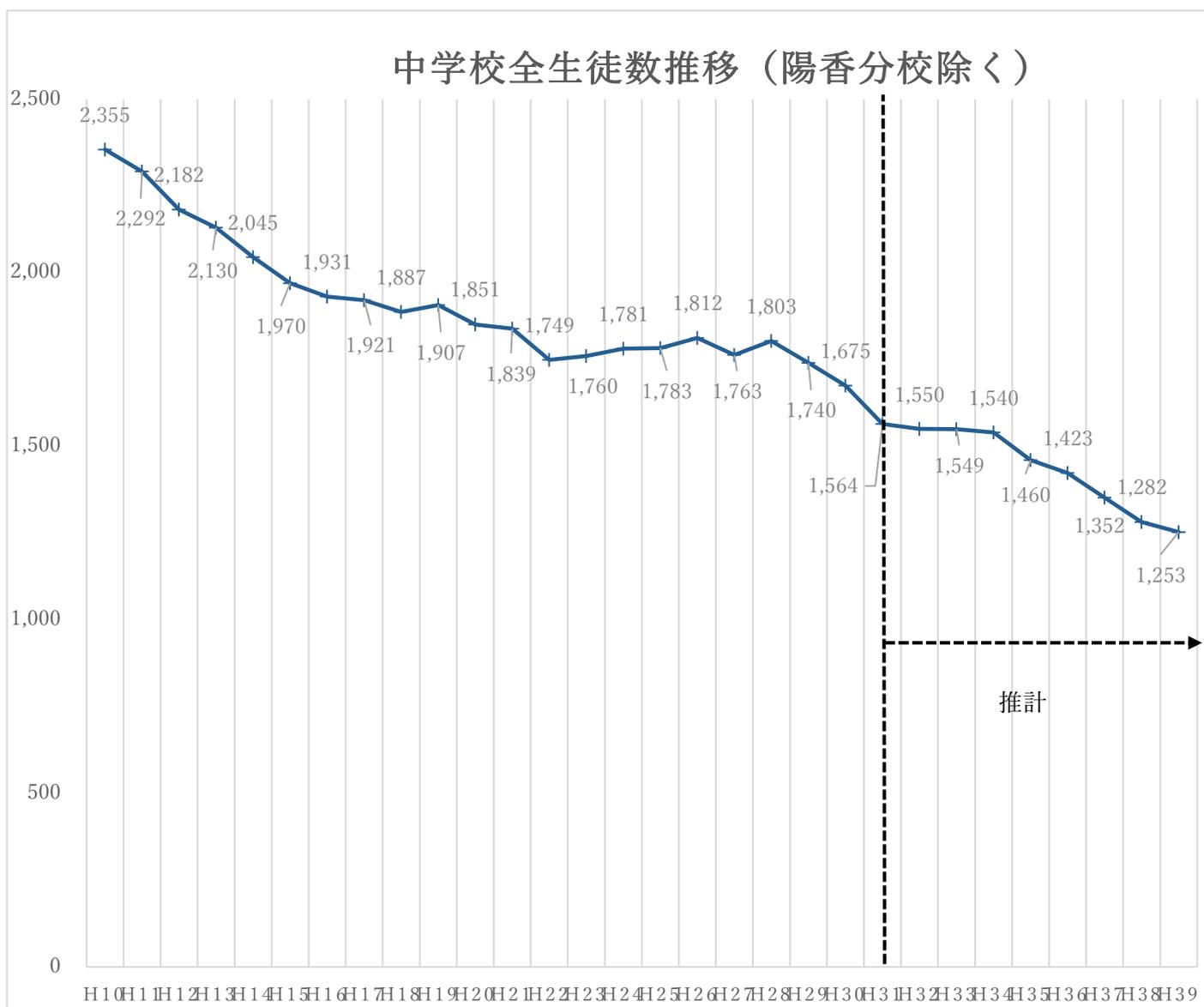
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
◆ 東部小	589	528	511	483	488	468	454	442	430	421	406	389	384	387	373	360	374	374	369	362	365	360	350	353	346	360	366
■ 西部小	245	275	283	304	312	308	331	333	352	361	361	371	367	394	392	390	386	370	341	311	294	268	232	203	189	176	168
▲ 大曲小	577	544	507	523	520	507	473	455	473	472	462	447	472	478	473	457	455	448	476	472	466	457	439	434	411	386	373
✕ 西の里小	316	323	330	353	347	346	351	376	408	423	462	476	515	494	473	462	462	470	436	434	424	378	362	339	330	320	303
* 双葉小															384	390	376	358	342	320	312	285	277	281	272	249	237
● 緑ヶ丘小															254	236	209	201	190	202	214	211	193	205	197	190	176
+ 北の台小	345	352	345	336	336	330	338	346	360	370	402	429	453	459	486	496	467	450	444	415	397	379	369	364	320	313	279
— 大曲東小	677	702	722	799	794	822	813	827	818	788	789	755	735	689	647	599	544	525	504	471	486	479	467	461	436	413	375

《『きたひろしまの教育』、『住民基本台帳の年齢別人口』より》

### ウ 中学校生徒数の推移

市立中学校に在籍している生徒数の推移を見てみると、平成3年度の2,581人をピークに減少に転じています。前回検討時には、1,919人であったのに対し、平成30年度には1,640人で279人減（△14.5%）となっており、ピーク時から662人減（△25.6%）となっています。

平成31年度以降の推計値についても、減少傾向となっており、平成39年度の推計生徒数は、1,253人となっています。

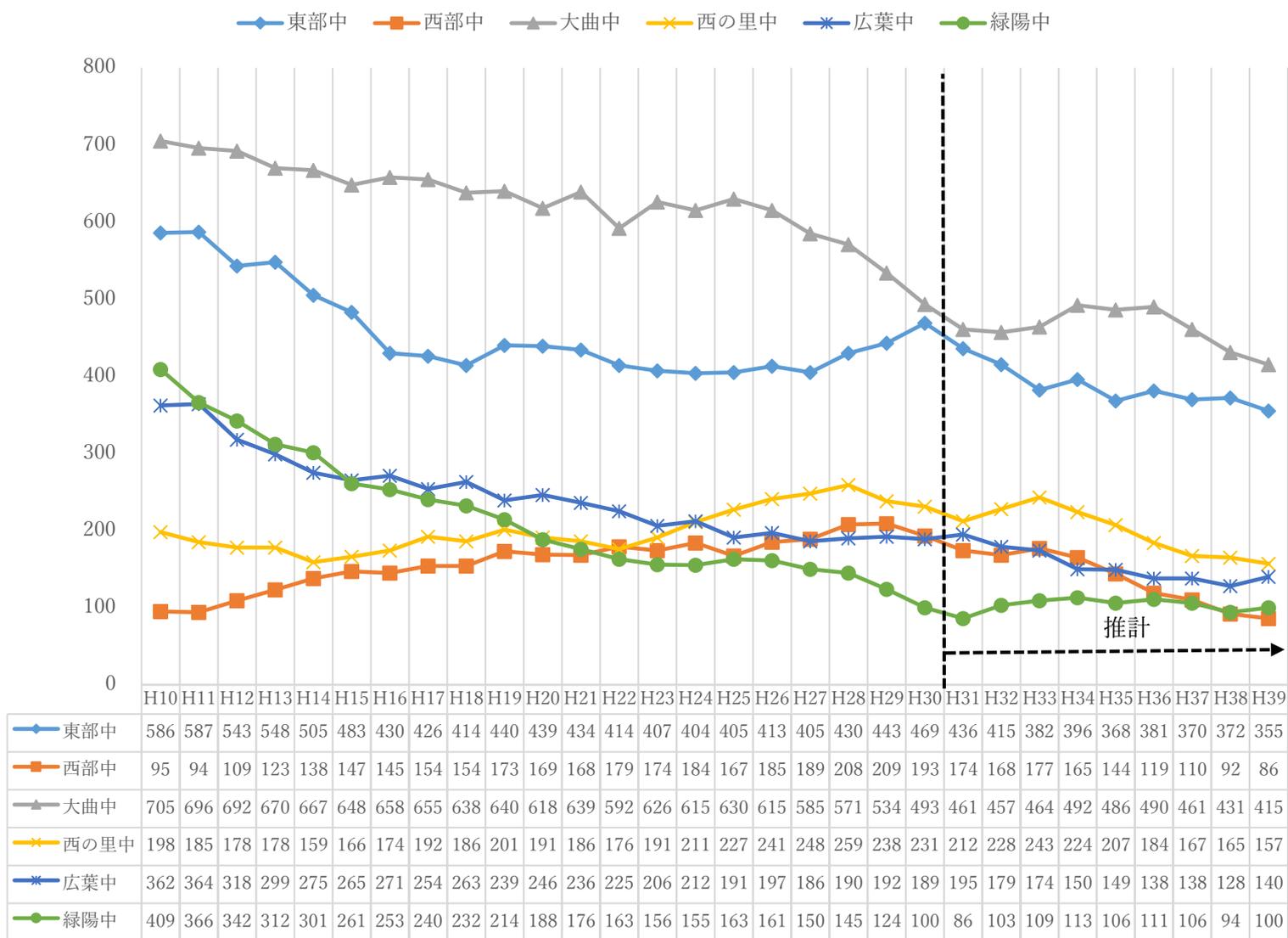


《『きたひろしまの教育』、『住民基本台帳の年齢別人口より』》

## エ 中学校別の生徒数推移

前回検討時には、小学校の児童数と同様に土地区画整理事業などで宅地開発が進んでいた影響により、大曲地区、西の里地区、西部地区においては生徒数が増加傾向にありましたが、近年では、ほぼ全ての地区の中学校で生徒数が減少傾向にあります。

### 中学校別生徒数推移

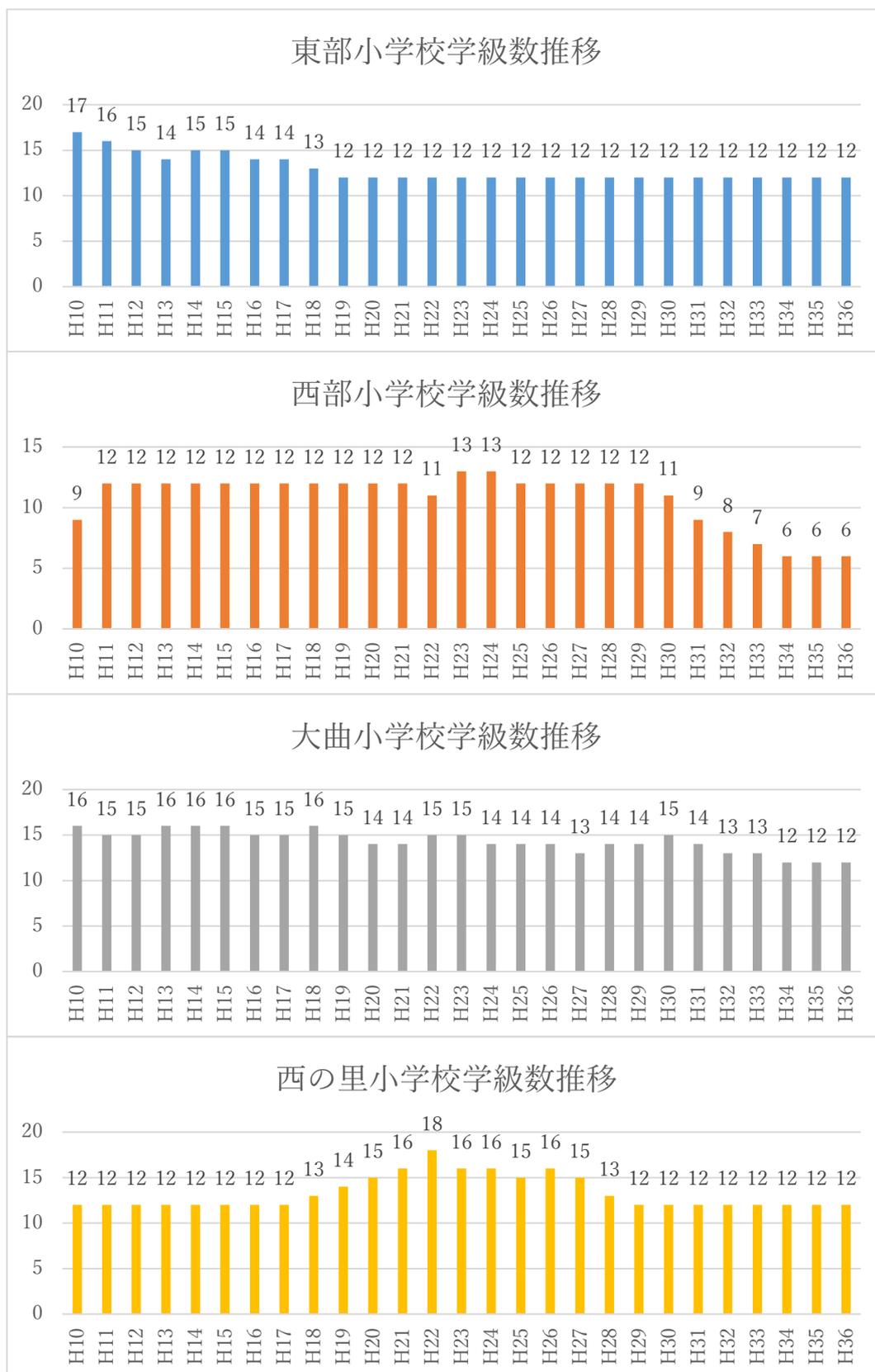


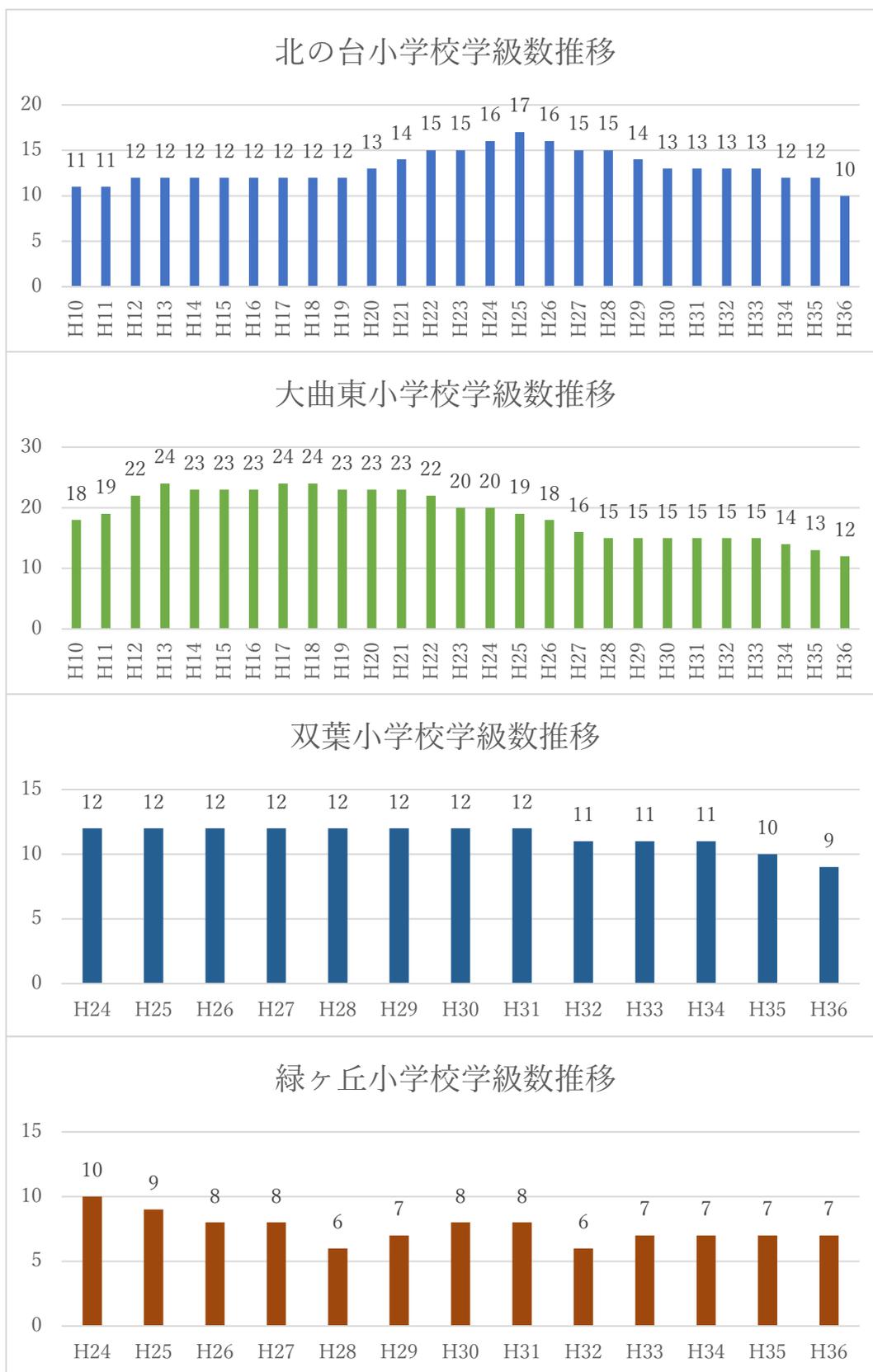
《『きたひろしまの教育』、『住民基本台帳の年齢別人口』より》

(4) 学級数の推移

ア 小学校別の学級数推移

全体的な傾向としては、横ばい、または、減少傾向です。(平成31年度以降推計)



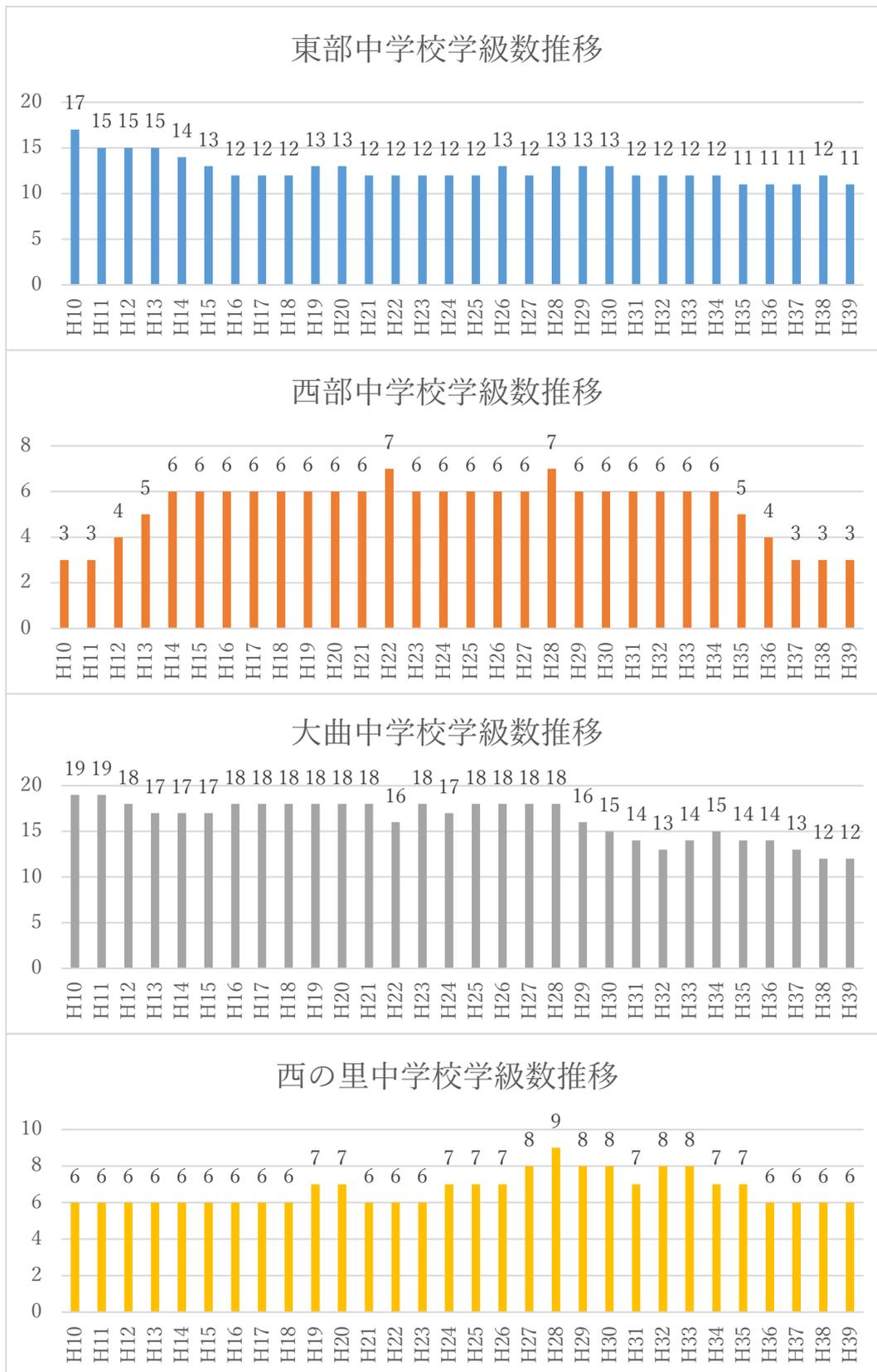


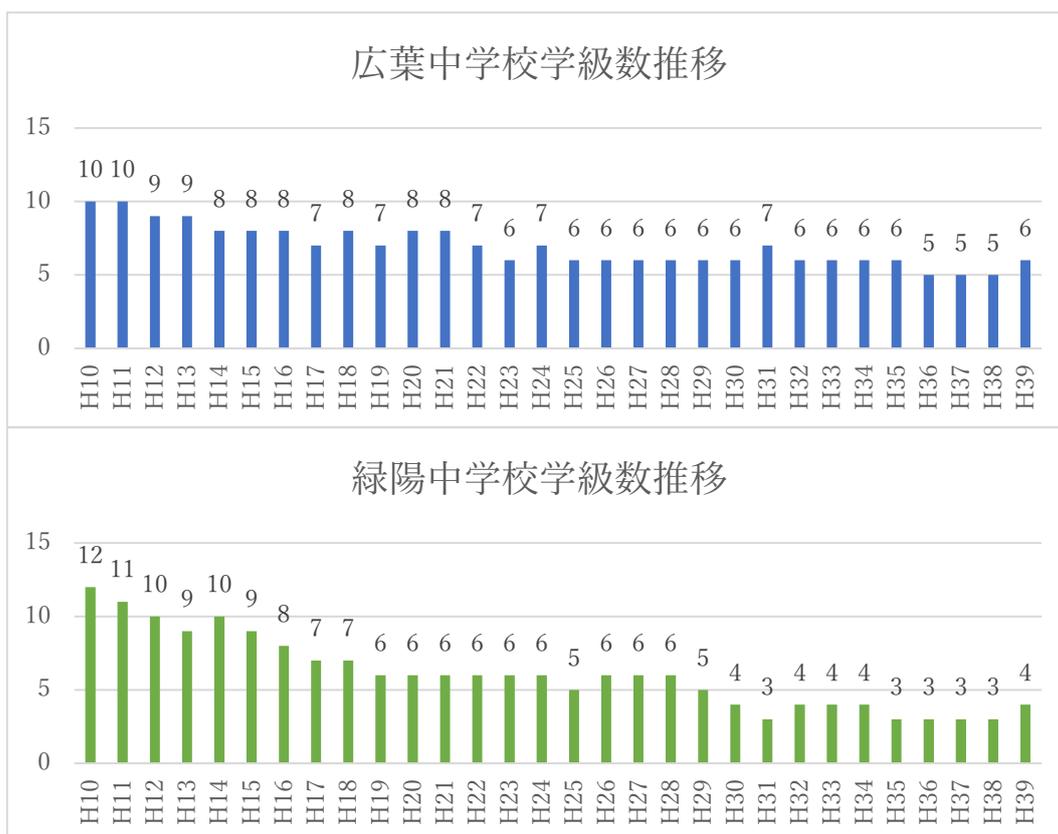
※1 平成 31 年度以降は推計 《『きたひろしまの教育』、『住民基本台帳の年齢別人口』》

※2 小学 2 年生の学級数は、道の少人数学級実践研究事業 1 学級 35 人で計算

### イ 中学校別の学級数推移

全体的な傾向として、一部を除きほぼ横ばいです。平成 30 年度以降は一部増加する時期がある学校もありますが、年度が進むにつれて減少していきます。(平成 31 年度以降推計)





※1 平成 31 年度以降は推計 《『きたひろしまの教育』、『住民基本台帳の年齢別人口』》

※2 中学 1 年生の学級数は、道の少人数学級実践研究事業 35 人（2 学級以上）で計算

## 2 前回の諮問・答申内容等の確認について

### (1) 前回検討時の諮問・答申内容

平成 17 年 6 月 1 日に通学区域審議会に諮問し、同 11 月 15 日に答申を受けた際の内容は、以下のとおりです。

【諮問内容】 市立小学校の適正規模の在り方について

【答申内容】 北広島市における小学校の学校規模については、特殊学級を除き、12 学級から 24 学級までを基本とする。

これを受け、平成 18 年度には、「小学校の適正配置の具体的な方策」について答申を受けました。

今回、諮問・答申を行うに当たっては、①今日において、以下のような変化がある中でも前回検討時に通学区域審議会から答申を受けた当時の小学校の適正規模が妥当なものであるかどうかという点、及び、②中学校の適正規模について調査・検討を行っていく必要があります。

### (2) 前回検討時からの変化などについて

#### ア 児童・生徒数の減少

先に掲載している児童・生徒数の推移のとおり、平成 17 年（前回検討時）以降、その当時には増加傾向にあった学校を含め、ピークにずれはあるものの、児童・生徒数は総じて減少傾向に転じています。市におきましても、様々な定住人口増加策を講じておりますが、大幅な人口増とはなっておりません。また、現在のところ、大規模な宅地開発等を行われていないため、大幅な人口増は見込まれていません。なお、平成 35 年（2023 年）度の北海道日本ハムファイターズのボールパーク建設による定住人口増が期待される場所ではありますが、推計等が不確定であるため、今回の推計の要素とはしていません。

#### イ 国の適正規模に関する基準

平成 27 年 1 月に文部科学省より、『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～』（資料 1）が策定されました。この中で、適正規模に関する基準に関する事項として、下記の点が示されています。

(ア) 学級数

小・中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」が標準とされているが、この標準は「地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない」(学校教育法施行規則第 41 条)

(イ) 通学距離

通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね 6 キロメートル以内であること、加えて、スクールバスの利用等を踏まえ、通学時間の基準を概ね 1 時間以内に目安を設定

本通知及び手引の策定によって、「公立小・中学校の統合方策について」(昭和 31 年 11 月 17 日付け文初財 503 号)、「学校統合の手引」(昭和 32 年)及び「公立小・中学校の統合について」(昭和 48 年 9 月 27 日付け文初財 431 号)が廃止されましたが、学級数・通学距離の 2 点については、昭和 31 年当時の学校統合の基準からは大きく変化していません。

北海道教育委員会では、この手引に沿う形で、平成 27 年 5 月に『北海道における少子化に対応した活力ある学校づくりについて』(資料 2)を策定しています。

いずれも、学校が一定規模に満たない場合には、一般的に少人数学級では学校運営上、様々な課題が生じることから、一定規模未満の学校については、今後の教育環境の在り方を検討することが必要であるとしています(学校の規模により、段階的に検討の緊急性が異なってきます。第 2 回以降の審議会において、課題を検証していく予定です。資料 1 p.6 ~p.11、資料 2 p.3、4 参照)。

以上のことから、本市におきましても、早期に児童・生徒数、学級数の将来的な動向を把握し、今後、学校の在り方について議論・検討していくために、今回、本市における学校の標準的な適正規模について、諮問をさせていただいたところです。

## 【参考】

### 学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※中学校については、第79条において準用。

※この規定については昭和33年の省令改正により条文化。

第79条の3 義務教育学校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※平成28年4月1日から施行。

### 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。
  - (2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

## 【参考法令】

※昭和33年制定。

※義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条第1項

国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

- (4) 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 2分の1